

5 学校感染症罹患時の対応について

(1) 出席停止となる学校感染症(学校保健安全法施行規則による)

以下の感染症にかかった場合は、出席停止になります。登校の際には、『出席停止報告書』を保護者の方が記入し、学校に提出してください。

「出席停止報告書」は、[ここをクリック](#)

【第1種】治癒するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるもの)、中東呼吸器症候群(病原体が MERS コロナウィルスであるもの)、鳥インフルエンザ(病原体が鳥インフルエンザ A(H5N1) ウィルス又は鳥インフルエンザ A(H7N9) ウィルスであるもの)、新型コロナウイルス感染症

【第2種】次の期間出席停止

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで

【第3種】病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで出席停止

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症等)

(2) 感染拡大防止のために

- ・37度5分以上の発熱がある場合や、発熱がなくても本人の全身状態(風邪症状・食欲の有無・普段の様子との違い等)を総合的に考え、ご家庭での休養が必要と判断した場合は、早退の連絡をさせていただきます。
- ・咳やくしゃみが出る時には、可能な限りマスクの着用をお願いします。



- ・汚物や吐物には、ノロウイルス等のウイルスが含まれている場合があります。汚物や吐物が衣類に付着した際は、感染拡大防止のために学校では洗浄・消毒を行いません。そのままご自宅へ持ち帰っていただき、ご自宅での消毒をお願いしています。

＜ご自宅での汚物・吐物の処理方法＞

マスク、使い捨て手袋を着用のうえ実施し、終了後は換気をしてください。

・床

汚物・吐物を取り除く。残った汚物・吐物の上にペーパータオルをかぶせ、その上から次亜塩素酸ナトリウム 0.1%液【500ml の水に、塩素系漂白剤(ハイター)を 10ml(漂白剤のキャップ半分)加えたもの】を十分浸るように注ぎ、ペーパータオルでよく拭きとる。

・衣類

汚物・吐物を取り除き、次亜塩素酸ナトリウム 0.02%液【1L の水に、塩素系漂白剤(ハイター)を 4ml(ペットボトルのキャップ1杯弱)加えたもの】に 30 分浸す(色落ちする可能性あり)。色落ちが心配なものは、85℃以上の熱湯に1分以上浸す。

その後、他の洗濯物とは別に洗濯をする。



6 薬について

(1)臨時薬について

風邪薬等、登校後に薬を飲む必要が生じた場合は、「臨時薬依頼表」に必要事項を記入し、薬を担当にお届けください。

『 臨時薬依頼表 』						
日付	薬の名前	何の薬ですか	飲む時間	1回量	飲ませ方	確認
＜記入例＞						
3 月 5 日	アスペリン	咳止め	昼食後	1 袋	普通に水で飲めます	

(2)常用薬、緊急薬について

毎日、学校で薬を飲む必要がある場合や、学校で急に体調が悪くなった時に薬(坐薬やアレルギー薬等)の服用が必要な場合は、学校へお知らせください。「服薬依頼書」と「薬剤情報提供文書(お薬の名称、効能・効果、用法・用量、副作用などの注意事項が書かれた書類)」のコピーを提出していただきます。

「臨時薬依頼票」は、[ここをクリック](#)